



2021年5月20日

各 位

会社名 株式会社フジオフードグループ本社
代表者 代表取締役 藤尾政弘
(東証第一部 コード番号 2752)
問合せ先 取締役 経営企画本部長 九鬼祐一郎
TEL 06-6360-0304

資本性劣後ローンによる資金調達、第三者割当による自己株式の処分 及び第三者割当による第13回新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、2021年5月20日付の取締役会決議において、劣後特約付金銭消費貸借契約（以下「資本性劣後ローン」といいます。）による資金調達を行うことを決定いたしましたので、下記Ⅰのとおりお知らせいたします。

また、当社は、同日付の取締役会決議において、香港に所在する機関投資家である Long Corridor Asset Management Limited（香港 SFC 登録番号：BMW115）（以下「LCAM」といいます。）が一任契約の下に運用を行っている、英国領ケイマン島に設立された免税有限責任会社（Exempted Company in Cayman with Limited Liability）である Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund（以下「LCAO」といいます。）及び英国領ケイマン島に設立された分離ポートフォリオ会社（Segregated Portfolio Company）である LMA SPC の分離ポートフォリオ（Segregated Portfolio）である MAP246 Segregated Portfolio（以下「MAP246」といいます。）、並びに豊田産業株式会社（以下「豊田産業」といいます。）、LCAO、MAP246 及び豊田産業を個別に又は総称して以下「割当予定先」といいます。）を割当予定先とする第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）及び LCAO 及び MAP246 を割当予定先とする第三者割当による第13回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行（本自己株式処分及び本新株予約権の発行を個別に又は総称して以下「本第三者割当」といいます。）を決定いたしましたので、その概要につき下記Ⅱのとおりお知らせいたします。

記

Ⅰ. 資本性劣後ローンによる資金調達の件

1. 資本性劣後ローンの背景と目的

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大により、経済活動の停滞や個人消費の低迷が続くなど、経済環境は先行きの見通せない非常に厳しい状況が続いております。このような状況の中、当社グループにおきましてはキャッシュフローを最大限に意識した経営に注力し、資金の流出を最小限に抑えるため、家賃の減免や店舗への配送頻度の見直し等の固定費圧縮や、一時的な新規投資の抑制を行う一方、テイクアウト、デリバリー販売の強化、物販事業への取り組みを更に進めることで、将来に向けた販売チャネルの拡大を進めてまいりました。

一方で、当社グループは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受け、2020年12月期連結業績において当期純損失49億98百万円を計上し、当社グループの財務基盤を著しく毀損することとなりました。また、同2020年12月期において金融機関からの借入による資金調達の結果、負債総額は2021年3月31日現在で対前年比42億49百万円の増加となりました。

資本性劣後ローンによる債務については金融機関の資産査定上、自己資本とみなすことができ、実質的に資本増強効果が得られ、自己資本比率をはじめとする財務の健全性を示す指標を高めること、また、運転資金使途として調達した借入金の返済に充当することにより、負債と資本のバランスを改善することが可能となります。これら資本効率の向上及び財務体質の強化のため、資本性劣後ローンによる資金調達を決議いたしました。

尚、下記「Ⅱ. 第三者割当による自己株式の処分及び第三者割当による第13回新株予約権の発行の件」のとおり、当社は、自己株式の処分及び新株予約権の発行による投資資金の調達を予定しております。本資本性劣後ローンによる資金調達に加えて、調達金額が資本となる新株予約権による資金調達も予定しており、本資本性劣後ローンによる資金調達にて実質的な資本増強の効果を即座に得ると同時に、新株予約権による資金調達にて投資戦略の継続と段階的な自己資本の拡充を実現することで、再成長を実現するための盤石な財務基盤を構築し、将来の企業価値向上と経営の安定化を図ることで、既存株主様をはじめとするステークホルダーの利益の最大化に努めてまいります。

2. 資本性劣後ローンの概要

(1) 借入先	株式会社日本政策投資銀行	株式会社りそな銀行	東銀リース株式会社
(2) 借入額	30億円	5億円	2億円
(3) 借入実行日	2021年5月31日(予定)		
(4) 利率	当初3年間は固定金利、 以後は業績により変動	基準金利にスプレッド (業績により変動)を加算	
(5) 返済期間	10年	5年1か月	7年
(6) 担保及び保証の内容	無担保・無保証		

3. 今後の見通し

本資本性劣後ローンの資金調達による2021年12月期連結業績に与える影響は軽微であります。

Ⅱ. 第三者割当による自己株式の処分及び第三者割当による第13回新株予約権の発行の件

1. 募集の概要

(1) 自己株式処分の募集の概要

① 処分期日	2021年6月7日
② 処分株式数	普通株式 700,000株
③ 処分価額	1株につき金 1,216円
④ 調達資金の額	851,200,000円
⑤ 募集又は処分方法 (処分予定先)	第三者割当の方法によります。 LCAO 420,000株 MAP246 180,000株 豊田産業 100,000株
⑥ その他	上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

(2) 本新株予約権の募集の概要

① 割 当 日	2021年6月7日
② 発行新株予約権数	14,295 個 (新株予約権 1 個につき 100 株)
③ 発行 価 額	総額 11,621,835 円 (新株予約権 1 個につき 813 円)
④ 当該発行による潜在株 式 数	1,429,500 株 (本新株予約権 1 個につき 100 株)
⑤ 調 達 資 金 の 額	総額 1,919,492,335 円 (注)
⑥ 行 使 価 額	1 株当たり 1,399 円
⑦ 募集又は割当て方法 (割当予定先)	第三者割当の方法によります。 LCAO 10,007 個 MAP246 4,288 個
⑧ そ の 他	<p>当社は、本新株予約権の割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る新株予約権引受契約（以下「本新株予約権引受契約」といいます。）を締結する予定です。本新株予約権引受契約において、以下の内容等について合意する予定です。詳細については、下記「3.資金調達方法の概要及び選択理由 (3) 本第三者割当の特徴 (新株予約権引受契約の内容)」をご参照ください。</p> <p>① 割当予定先は、当社に本新株予約権の行使を申請し、当社が許可した場合に限り、本新株予約権を行使することができます。</p> <p>② 割当予定先は、一定の場合に、当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができます。</p> <p>③ 当社は、一定の場合に、割当予定先に通知又は公告することにより、本新株予約権を取得することができます。</p> <p>④ 割当予定先は、当社取締役会の承認なく本新株予約権を譲渡できません。</p>

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

当社グループは、「大衆というカテゴリーで日本一の外食企業になる」という確固たる目標のもと、既存事業の全社的な底上げを行うために販売実績の ABC 分析から顧客ニーズを図り、ターゲットを狙う商品開発、「まいどおおきに食堂」では弁当割引、「神楽食堂 串家物語」では楽天や Yahoo とのコラボレーションによる販促などの各業態ごとの強みを生かした販売促進キャンペーン活動を行っています。また、当社グループの店舗におけるサービス力向上を図るために、フジオアカデミーを設立し、教育・研修体制の強化等を行い、Zoom なども活用して受講しやすい環境も構築しました。

わが国の社会情勢としましては、女性の社会進出の加速と共働き世帯・単身世帯・高齢単独世帯の増加、少子高齢化の進行など、社会全般の環境変化が進展しており、外食産業においても、人件費・原材料価格の高騰や、中食市場の拡大に伴う競争激化など、当社を取り巻く環境は加速度的に変化しております。こうした変化に対応すべく、「まいどおおきに食堂」を中心として、「神楽食堂 串家物語」、「手作り居酒屋 かっぱうぎ」、「つるまる」をはじめとする全業態の経営成績の向上に全社一丸となって取り組みました。また、テイクアウト

メニューの充実やデリバリー対象店舗拡大に注力し、新しい生活様式においてもお客様に満足していただける店舗運営に努めてまいりました。また昨年来の新型コロナウイルス感染症の拡大により、当社グループにおきましても、店舗の一時休業や営業時間の短縮を大規模に行ったことに加え、外出やイベントの自粛によって消費が大きく落ち込んだことにより、売上高が減少し経営成績への影響が生じております。

このような状況の中、2020年12月期におきましてはキャッシュフローを最大限に意識した経営に注力し、資金の流出を最小限に抑えるため、家賃の減免や店舗への配送頻度の見直し等の固定費圧縮や、一時的な新規投資の抑制を行う一方、テイクアウト、デリバリー販売の強化、物販事業への取り組みを更に進めることで、将来に向けた販売チャネルの拡大を進めてまいりましたが、2020年12月期の連結業績は、売上高268億5百万円、営業損失29億71百万円、経常損失28億76百万円、親会社株主に帰属する当期純損失が49億98百万円となり、当社グループの財務基盤を著しく毀損することとなりました。

一方で、新型コロナウイルス感染症による経営成績への影響は依然として厳しい状況が続いているものの、ワクチン接種が開始されたこともあり、アフターコロナに備えた前向きな施策も同時に検討する必要があります。この観点から、当社は、今後早期に各事業を成長軌道に乗せるためには、新規出店投資や店舗改装投資などの成長投資戦略の継続が必要不可欠であると考えております。

今回調達する資金に関しましては、今後更なる成長を見据えた際の機動的な投資を実施していくことを目的とし、新規出店及び店舗改装に係る資金を中心に充当する予定であり、具体的には、下記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載のとおりであります。

当社は、今般の資金調達は、アフターコロナを見据えた成長戦略のための機動的な投資の実施を可能とし、同時に、自己資本の拡充を通じた財務健全性の向上を可能とするものであり、将来の企業価値向上につながることで既存株主をはじめとするステークホルダーの利益に資するものと考えております。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

本第三者割当は、LCAO及びMAP246並びに豊田産業に対し本自己株式処分を実施するほか、LCAO及びMAP246に対しさらに本新株予約権を発行し、LCAO及びMAP246による本新株予約権の行使に伴って当社が資金を調達する仕組みとなっております。当社は、既存株主の利益に配慮しながら、一層の事業拡大及び収益力向上のための必要資金を確保するにあたり、複数の資金調達方法を検討いたしました。その結果、本第三者割当は、本自己株式処分により、当社の資金需要に対し一定の金額を発行時点で調達することができ、さらに、本新株予約権の発行により、将来的な資金需要についても株価への悪影響を抑制しつつ資金調達を実現していくことが期待できることから、当社のニーズに合致しており、最も適した調達方法であるという結論に至りました。

(2) 資金調達方法の選択理由

上記「2. 募集の目的及び理由」に記載した当社の状況を踏まえ、様々な資金調達のための手法について比較検討を行っていたところ、下記「(3) 本第三者割当の特徴（他の資金調達方法との比較）」に記載のとおり、公募増資及び株主割当増資につきましては、一度に資金調達が可能となるものの、第三者割当に比べ発行コストが割高であることに加え、市場環境や当社の状況によって必要額の調達の実現可能性は不透明であることや割当予定先である株主の応募率が不透明であることから困難と判断いたしました。また、転換社債型新株予約権付社債の発行につきましては、短期間での資金調達が可能ではあるものの、当社の負債額を増加させることとなり、発行後に転換が進まない場合には財務健全性が低下すること、また償還時点で必要となる返済資金を確保できるかが現時点では不透明であることから適当ではないと判断いたしました。そして、新株予約権無償割当による増資（ライツ・イシュー）につきましては、コミットメント型ライツ・オフリングにおいて、国内実施された事例が少なく、ストラクチャーの検討や準備に相当の時間を要することやノン・コミット

メント型ライツ・オファリングにおいて、割当予定先となる投資家の参加率が不透明であることから、適当ではないと判断いたしました。さらに、借入・社債による資金調達につきましては、調達金額が負債となり、財務戦略の柔軟性が低下することが考えられるため、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。かかる比較検討を受け、第三者割当を通じた資金調達の具体化を進め、金庫株として保有していた自己株式処分としての第三者割当を主とした資金調達を選択することといたしました。これにより一定の金額を発行時点で調達することができ、かつ速やかに資本に充当されます。当面の必要資金を確実に調達し、喫緊の課題である財務基盤の整備を図りつつ、成長投資戦略の継続が図れるものと考えます。

このような株式の第三者割当を通じた資金調達を具体的に検討する中、豊田産業から株式引き受けの意向を受けました。当社とは、2006年以来、中部地区のエリアフランチャイジー企業として加盟いただき、現在は16店舗の運営に関与いただいております。今後さらに取引拡大を見込んでおります。また、同時期に、キャンターフィッツジェラルド証券株式会社（住所：東京都港区赤坂五丁目3番1号 赤坂 Bizタワー38階 日本における代表者：村田光央）（以下「キャンターフィッツジェラルド証券」といいます。）を通じてLCAMから自己株式処分及び本新株予約権の発行による資金調達手法のスキームの提案も受けました（以下「本スキーム」といいます。）。LCAMより提案を受けた本スキームは、自己株式処分により、既発行株式を増加させることなく資金調達を実現可能であり、発行時点で一定の金額を調達できるほか、本新株予約権の発行により、将来的な資金需要についても、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ資金調達を実現することができることから、将来的な資金需要については即時の希薄化を避け、将来の株価動向を一定程度考慮した資金調達を実現していきたいという当社のニーズに合致していると考えており、当社の今後の株主価値向上にとって最善であると判断しております。

（3）本第三者割当の特徴

- ① 本自己株式処分により、払込期日において一定の資金を調達することが可能となります。
- ② 本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株と固定されており、本新株予約権の目的となる株式の総数は1,429,500株です。
- ③ 本新株予約権の行使価額は、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前取引日の終値である1,399円に相当する金額である1,399円です。
- ④ 本新株予約権の行使期間は、割当日の翌取引日である2021年6月8日から2024年6月7日までの期間です。

（新株予約権引受契約の内容）

当社は、割当予定先との間で締結予定の本新株予約権引受契約において、主に下記の内容について合意する予定です。

① 行使許可条項

- ・ 割当予定先は、当社に本新株予約権の行使を申請し、当社が許可した場合に限り、当該許可に基づき本新株予約権の行使が認められる期間（各行使許可期間は最長60取引日とし、各行使許可期間の末日は、本新株予約権の行使期間の末日を超えることはできません。行使許可期間の末日が本新株予約権の行使期間の末日を超える場合、行使許可期間の末日は本新株予約権の行使期間の末日に自動的に短縮されます。）内に、該当する行使許可に基づき行使することができる本新株予約権の数の範囲内で本新株予約権を行使することができますが、かかる場合を除き本新株予約権を行使することができません。なお、行使許可条項が付与されることから、当社は、当社の事業内容の進捗、資金需要及び市場環境等を総合的に勘案し、当社の裁量により割当予定先に対し行使許可を行うかどうかを判断することができます。
- ・ 当社は、行使許可の申請を認めた場合、TDnetにより直ちに開示するものとします。

- ・ 当社は、行使許可期間中において、当社の取締役会により本新株予約権の取得を決議すること及び本新株予約権の取得の通知又は公告を行うことはできません。
- ② 割当予定先による本新株予約権の取得請求
- ・ 割当予定先は、本新株予約権の行使期間の末日の1か月前の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合、その選択により、当社に対して行使期間の末日の15日前の日までに書面で通知することにより、当該通知の到達時点で残存する本新株予約権の全部の取得を当社に請求することができます。当社は、当該取得請求に係る書面が到達した日の翌日から起算して14日目の日において、各本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得請求に係る本新株予約権を取得するものとします。
- ③ 当社による本新株予約権の取得
- ・ 当社は、本新株予約権の取得が必要であるとして、2021年6月8日以降に当社取締役会が決議した場合は、会社法第273条第2項（残存する本新株予約権の一部を取得する場合は、同法第273条第2項及び第274条第3項）の規定に従って当社取締役会が定める取得日の2週間前までに通知又は公告を行った上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。一部取得をする場合には、合理的な方法により行うものとします。
- ④ 本新株予約権の譲渡制限
- ・ 割当予定先は、当社取締役会の承認なく、本新株予約権を譲渡することができないものとします。

<本新株予約権のメリット>

- ① 固定行使価額（ターゲット株価）による調達
- ・ 本新株予約権の行使価額は、発行当初から固定されており、行使価額修正条項付きの所謂MSCBやMSワラントとは異なり、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。
 - ・ 本新株予約権について、固定行使価額が設定され、新株予約権の権利行使による株式の希薄化が段階的に進むことが見込まれることから、本新株予約権による資金調達は、既存株主に与える株式価値の希薄化に配慮した資金調達手段であると考えられます。
- ② 資金調達のスタンバイ（時間軸調整効果）
- ・ 株式及び新株予約権の発行手続には、有価証券届出書の待機期間も含め通常数週間を要することから、株価が目標価格に達してから準備を開始しても、発行までの待機期間を要し、かつ、その期間中の株価変動等により、当該目標株価における機動的かつタイムリーな資金調達機会を逸してしまう可能性があります。これに対し、ターゲットとする株価水準を踏まえて行使価額を決定した本新株予約権を予め発行しておくことにより、当該ターゲット株価における資金調達をスタンバイさせることができると考えられます。
- ③ 過度な希薄化の抑制が可能なこと
- ・ 新株予約権の目的となる株式の総数についても、発行当初から1,429,500株と固定されており（2020年12月31日現在の発行済株式数44,584,660株の3.21%）、株価動向にかかわらず本新株予約権の最大交付株式数が限定されておりますので、市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び割当株式数の双方が各新株予約権の発行要項に従って調整されます。
- ④ 資本政策の柔軟性が確保されていること
- ・ 将来的に本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合、又はそれ以上の好条件での資金調達方法が確保できた場合等には、当社は、一定条件に基づき、本新株予約権の割当予定先に対して通知又は公告することにより、本新株予約権の払込金額と同額で、残存する本新株予約権を取得することができます。

- ⑤ 当社の資金需要に応じた資金調達が可能なこと
 - ・ 当社が行使許可を通じて本新株予約権の行使の数量及び時期を一定程度コントロールすることができるため、当社の事業内容の進捗、資金需要及び市場環境等を勘案しつつ、臨機応変に資金調達を図ることができます。
- ⑥ 本新株予約権の譲渡をコントロール可能
 - ・ 本新株予約権の譲渡については、上記「(本新株予約権引受契約の内容)④本新株予約権の譲渡制限」に記載のとおり、当社の取締役会の承認を要する旨の制限が付されております。

<本新株予約権の主な留意事項>

- ① 当社株価が行使価額を下回って推移している場合には、本新株予約権の行使が進まず、想定していた資金調達が実現しない可能性又は資金調達額が当初の想定よりも減少する可能性があります。
- ② 当社株式の流動性が低下した場合には、資金調達完了までに時間を要する可能性があります。
- ③ 本新株予約権の割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を市場売却等の方法により、適宜売却する可能性があることから、一定の売り圧力が市場に生じる可能性があります。しかしながら、本新株予約権の割当予定先は、当該売却後においても本新株予約権の次なる行使により新たに取得する当社株式を円滑に市場で売却する予定があるため、当社株価の下落を回避するインセンティブを有しているものと合理的に推定されます。また、下記「7. 割当予定先の選定理由等 (3) 割当予定先の保有方針」に記載のとおり、割当予定先は、本新株予約権の行使より取得する当社株式について、市場の状況等を勘案し、株価への悪影響を極力排除する様に努めることを前提に適宜売却を行うことから、かかるデメリットは一定程度緩和されるものと見込まれております。

(他の資金調達方法との比較)

① 公募増資

公募増資による株式の発行は、一度に資金調達が可能となるものの、市場環境や当社の状況によって必要額の調達の実現可能性は不透明です。また、公募増資は即時の希薄化が発生する一方、足元において必要としている金額以上に調達した資金は将来の資金需要を踏まえて当該資金が必要となる時期に至るまで当社内で滞留し、資金効率が低下してしまう可能性が高いことから、株主価値の最大化の観点から今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

② 株主割当増資

株主割当増資では、資力等の問題から割当先である株主の応募率が不透明であり、当社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なかの目処を立てることが困難であります。これらの点を考慮の上、株主割当増資は今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

③ 転換社債型新株予約権付社債

転換社債型新株予約権付社債は発行時点で必要額を確実に調達できるという観点ではメリットがありますが、発行後に転換が進まない場合には、当社の負債額を全体として増加させることとなり当社の借入余力に悪影響を及ぼすとともに、償還時点で多額の資金が将来的に必要なところ現時点でかかる資金を確保できるかが不透明であるため、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。また、修正条項付転換社債型新株予約権付社債は相対的に転換の速度が速い傾向にあるものの、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく株主の皆様へのデメリットが大きいと考えられます。かかるデメリットを考慮した結果、当社としては必要額を確実に調達することよりも、希薄化を抑えた上で不足額が生じた場合には当該不足額を別の方法で調達することが株主の皆様への利益になると考え、修正条項付転換社債型新株予約権付社債も今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

④ 新株予約権無償割当による増資（ライツ・イシュー）

新株予約権の無償割当による資金調達手法であるライツ・オファリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オファリングと、当社は元引受契約を締結せず、新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノン・コミットメント型ライツ・オファリングがあります。コミットメント型ライツ・オファリングにおいては、国内で実施された事例が少なく、ストラクチャーの検討や準備に相当の時間を要することから、今回の資金調達手法として適当でないと判断いたしました。また、ノン・コミットメント型ライツ・オファリングにおいては、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金調達を実現できるかどうかの不透明であると考え、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

⑤ 借入・社債による資金調達

借入・社債により資金調達した場合、調達金額が負債となるため、自己資本の充実により財務体質を一層強固なものとし環境の変化に応じて機動的に資金を投入可能な体制を整えるという目的を達成することができず、財務戦略の柔軟性が低下することが考えられるため、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
2,862,692,335	92,000,000	2,770,692,335

- (注) 1. 払込金額の総額は、本自己株式処分の払込価額 851,200,000 円に本新株予約権の払込金額の総額 11,621,835 円及び行使に際して払い込むべき金額 1,999,870,500 円の合計 2,011,492,335 円を合算した金額であります。なお、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、上記差引手取概算額は減少します。
2. 発行諸費用の概算額は、証券会社へのアレンジメント費用、弁護士費用、本新株予約権の価値算定費用、企業調査費用及びその他事務費用（有価証券届出書作成費用、取扱銀行手数料及び変更登記費用等）の合計額であります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本第三者割当の差引手取概算額 2,770,692,335 円の具体的な使途については、次のとおり予定しております。なお、以下の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金にて管理いたします。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 連結子会社における新規出店のための設備投資資金	2,550	2021年6月～2024年6月
② 連結子会社における既存店舗改装のための設備投資資金	220	2021年6月～2024年6月
合計	2,770	

上記表中に記載の各資金使途についての詳細は以下のとおりです。

① 連結子会社における新規出店のための設備投資資金

本第三者割当により調達した資金の一部を、当社連結子会社である株式会社フジオフードシステムへの投融资資金に充当し、株式会社フジオフードシステムは、投融资された資金を、2024年6月までに、直近3期実績に基づき、収益力の高い「タルト&カフェ デリス」業態を中心に75店舗の新規出店投資として

2,550百万円を調達資金から充当することを予定しております。新型コロナウイルスによる影響や、インバウンド需要、都市部の経済活動動向等を考慮し、各立地に最適な業態を検討し出店して参ります。

② 連結子会社における既存店舗改装のための設備投資資金

本第三者割当により調達した資金の一部を、当社連結子会社である株式会社フジオフードシステムへの投融資資金に充当し、株式会社フジオフードシステムは、投融資された資金を、2024年6月までに、直近3期実績に基づき、「まいどおおきに食堂」、「神楽食堂 串家物語」業態を中心に22店舗の改装投資として220百万円を調達資金から充当することを予定しております。新型コロナウイルスによる影響により、改装投資につきましても大部分を凍結していたことから、収益影響の大きい店舗を優先しながら、定期的な改装投資を再開いたします。

なお、本新株予約権の行使による払込みの有無と権利の行使の時期は、本新株予約権に係る新株予約権者の判断に依存していることから、本自己株式処分にて調達できる資金を除き本新株予約権にて調達できる資金の額及び時期は確定したのではなく、現時点において想定している金額の資金を調達できなかった場合や支出予定時期との関係で不足が生じた場合には、当該時点の状況に鑑み別途必要な資金を手元資金から充当し、又は金融機関からの借入等で調達する予定です。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

本第三者割当により調達した資金を、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することで、今後の成長基盤の確立と中長期的な企業価値の向上を図ることができることから、本第三者割当は株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

① 本自己株式処分

本自己株式処分に係る払込金額につきましては、割当予定先との協議により、本第三者割当に係る取締役会決議日の前日である2021年5月19日までの過去6か月間（2020年11月19日から2021年5月19日まで）の東京証券取引所第一部市場における当社普通株式の普通取引の終値（以下「東証終値」といいます。）の単純平均値である（円未満切上げ。単純平均値の計算について以下同じです。）1,351円の90%に相当する金額である1,216円（円未満切り上げ）といたしました。かかる払込金額は、払込金額を原則として取締役会決議の直前日の価額に0.9を乗じた額以上の価額であることとしつつ、直前日までの価額又は売買高の状況等を勘案し、当該決議の日から払込金額を決定するために適当な期間（最長6か月）をさかのぼった日から当該決議の直前日までの間の平均の価額に0.9を乗じた額以上の価額とすることができるものとする日本証券業協会の「第三者割当の取扱いに関する指針」に準拠しており、特に有利な払込金額に該当しないものと判断しております。

なお、当該払込金額は、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前取引日である2021年5月19日の東証終値である1,399円に対しては13.08%のディスカウント（小数点第三位以下四捨五入。ディスカウント率又はプレミアム率の計算について以下同じです。）、直前取引日までの直近1か月間（2021年4月19日から2021年5月19日まで）の東証終値の単純平均値である1,412円に対しては13.88%のディスカウント、直近3か月間（2021年2月19日から2021年5月19日まで）の東証終値の単純平均値である1,389円に対しては12.46%のディスカウントとなります。

また、当社監査役3名全員（うち社外監査役3名）から、本自己株式処分の払込金額は、当社普通株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準にし、日本証券業協会の「第三者割当の取扱いに関する指針」

に準拠して算定されていることから、割当予定先に特に有利な金額には該当せず、適法である旨の意見を得ております。

② 本新株予約権の発行

当社は、本新株予約権の価値を算定するため、本新株予約権の発行要項及び本新株予約権引受契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計（代表者：黒崎知岳、住所：東京都港区元赤坂一丁目1番8号）（以下「赤坂国際会計」といいます。）に依頼しました。赤坂国際会計は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、本新株予約権の発行要項及び本新株予約権引受契約の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを適用して算定を実施するものとししました。また、赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件並びに評価基準日現在の市場環境等を考慮し、当社の株価1,399円、ボラティリティ34%、予定配当額2.5円、無リスク利子率0.1%、当社株式の流動性、当社及び割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提（当社の資金調達需要が発生している場合には割当予定先からの行使許可申請に対して当社がこれに応じること、割当予定先は当社からの行使許可が得られた場合に出来高の一定割合の株数の範囲内で任意に権利行使及び売却を行うものとする、割当予定先の新株予約権行使及び株式売却の際に負担する株式処分コストが発生することを含みます。）を置き、本新株予約権の評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した本新株予約権1個の評価額813円を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権1個の発行価額を評価額と同額の813円としています。

また、本新株予約権の行使価額は1,399円といたしました。かかる固定行使価額を設定した理由としては、行使価格を下回る株価下落時期における行使の可能性をあらかじめ排除し、想定外の希薄化が無い事を明確にしておくこと自体が、既存株主からのご理解につながるものと考えから、当社より割当予定先へ行使価額を打診したところ、割当予定先より納得いただいたことで上記金額に行使価額を設定することといたしました。

なお、本新株予約権の行使価額1,399円は本第三者割当に関する取締役会決議日の直前取引日の東証終値である1,399円に対して同額、本第三者割当に関する取締役会決議日の前日までの最近1か月間の東証終値の単純平均値である1,412円に対して0.92%のディスカウント、前日までの最近3か月間の東証終値の単純平均値である1,389円に対して0.72%のプレミアム、前日までの最近6か月間の東証終値の単純平均値である1,351円に対して3.55%のプレミアムとなっております。当社は、本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、発行価額が算定結果である評価額と同額であるため、本新株予約権の払込金額は特に有利な金額に該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

また、当社監査役3名全員（うち社外監査役3名）から、本新株予約権の発行価額は、上記算定根拠に照らした結果、割当予定先に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見を得ております。

(2) 処分数等及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本自己株式処分における当社の自己株式の処分数量は700,000株であり、同株式に係る議決権の数は7,000個であるため、本第三者割当前の当社の発行済株式総数44,584,660株（2020年12月31日現在）に対する比率は1.57%、同日現在の当社の議決権総数431,785個（2020年12月31日現在）に対する比率は1.62%に相当します。また、本新株予約権の目的となる株式数は1,429,500株であり、同株式に係る議決権の数は14,295個で

あるため、全ての本新株予約権が行使された場合には、2020年12月31日現在の当社の発行済株式総数44,584,660株に対する比率は3.21%、同日現在の当社の議決権総数431,785個に対する比率は3.31%に相当します。なお、全ての本新株予約権が行使された場合には、本自己株式処分及び本新株予約権を合わせて、2020年12月31日現在の当社の発行済株式総数44,584,660株に対する比率は4.78%、同日現在の当社議決権総数431,785個に対する比率は4.93%となり、一定の希薄化が生じます。しかしながら、当社としては、このような希薄化が生じるものの、上記のとおり、本第三者割当により調達した資金を上記の資金使途に充当することにより当社の事業基盤を強化・拡大させ、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の向上を図ることができ、本第三者割当はそれに伴う希薄化を考慮しても既存株主の皆様にも十分な利益をもたらすことができると考えていることから、処分数量等及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断いたしました。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

【LCAO】（注1）

①	名 称	Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund
②	所 在 地	PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands
③	設 立 根 拠 等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社
④	組 成 目 的	投資
⑤	組 成 日	2013年3月11日
⑥	出 資 の 総 額	約131百万米ドル（2020年8月31日時点）
⑦	出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	Long Corridor Alpha Opportunities Feeder Fund, 100%
⑧	名 称	Long Corridor Asset Management Limited
	所 在 地	Unit 3609, AIA Tower, 183 Electric Road, North Point, Hong Kong SAR
	代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	ディレクター：James Tu
	事 業 内 容	投資
	資 本 金	117,979,400円（注3）
⑨	名 称	該当ありません。
	所 在 地	該当ありません。
	代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	該当ありません。
	事 業 内 容	該当ありません。
	資 本 金	該当ありません。
⑩	当社と該当ファンドとの間の関係	該当ありません。
	当社と業務執行組合員との間の関係	該当ありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当ありません。

【MAP246】（注1）

①	名 称	MAP246 Segregated Portfolio, a segregated portfolio of LMA SPC
②	所 在 地	Cayman Corporate Centre, 27 Hospital Road, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands
③	設 立 根 拠 等	ケイマン諸島法に基づく分離ポートフォリオ会社（Segregated Portfolio Company）の分離ポートフォリオ（Segregated Portfolio）
④	組 成 目 的	投資
⑤	組 成 日	2019年8月11日
⑥	出 資 の 総 額	開示の同意を得られていないため、記載していません。（注4）
⑦	出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	開示の同意を得られていないため、記載していません。（注4）
⑧	名 称	Long Corridor Asset Management Limited
	所 在 地	Unit 3609, AIA Tower, 183 Electric Road, North Point, Hong Kong SAR
	代表者の役職・氏名	ディレクター：James Tu
	事 業 内 容	投資
	資 本 金	117,979,400円（注3）
⑨	名 称	該当ありません。
	所 在 地	該当ありません。
	代表者の役職・氏名	該当ありません。
	事 業 内 容	該当ありません。
	資 本 金	該当ありません。
⑩	当社と当該ファンドとの間の関係	該当ありません。
	当社と業務執行組合員との間の関係	該当ありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当ありません。

【豊田産業】（注2）

①	名 称	豊田産業株式会社
②	所 在 地	愛知県刈谷市一色町3-12
③	代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役社長 豊田 貴久
④	事 業 内 容	繊維機械部品の製造と装置組立事業、環境関連機器の販売とメンテナンス事業及び飲食店経営とフランチャイズサポート事業
⑤	資 本 金	2,000万円
⑥	設 立 年 月 日	1947年2月21日

⑦	発行済株式数	20,000株
⑧	決算期	6月
⑨	従業員数	正社員 123名 (2020年7月)
⑩	主要取引先	株式会社豊田自動織機・トヨタ L&F カンパニー、株式会社物語コーポレーション、株式会社フジオフードグループ本社
⑪	主要取引銀行	株式会社三井住友銀行、株式会社三菱 UFJ 銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社愛知銀行
⑫	大株主及び持ち株比率	有限会社トヨタエンタープライズ 22.3%、名古屋中小企業投資育成株式会社 18.3%、豊田貴久 13.2%、豊田偉久 13.1%、他
⑬	当事会社間の関係	
	資本関係	豊田産業は、当社の普通株式を 100,000 株保有しております (2020年12月31日現在)。当社は割当予定先の株式を保有していません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	当社グループの主ブランドの「まいどおきに食堂」につき、当社グループと豊田産業との間で F C 契約を締結し、豊田産業にてエリア本部を担っていただいております。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。
⑭	最近3年間の経営成績及び財政状態	
		開示の同意を得られていないため、記載していません。(注5)

(注1) 当社は、①LCAO、MAP246及びLCAM、②LCAO及びMAP246の出資者及びディレクター、並びに③LCAMの出資者及びディレクター(以下「割当予定先関係者」と総称します。)が、反社会的勢力と何らかの関係の有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ(東京都港区赤坂2-8-11代表取締役 羽田寿次)に調査を依頼しました。その結果、割当予定先関係者について、反社会的勢力である又は反社会的勢力と何らかの関係の有している旨の報告はありませんでした。以上のことから、当社は割当予定先が反社会的勢力とは一切関係していないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

(注2) 当社は、豊田産業並びに豊田産業の役員及び主要株主が、反社会的勢力と何らかの関係の有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチに調査を依頼しました。その結果、豊田産業並びに豊田産業の役員及び主要株主について、反社会的勢力である又は反社会的勢力と何らかの関係の有している旨の報告はありませんでした。また、2021年6月7日付で同社が当社との間で株式引受契約を締結する際に、反社会的勢力とは一切の関係がない旨の表明保証を提出していただく予定です。そして、同社より自ら又はその役員若しくは主要株主が反社会的勢力との関係がないことの確認書の提出を受けております。以上のことから、当社は豊田産業が反社会的勢力とは一切関係していないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

(注3) 金額は便宜上、2021年4月15日現在の外国為替相場の仲値である1香港ドル=14.0円(株式会社三菱UFJ銀行公示仲値)に換算の上、小数点第1位を四捨五入しております。

(注4) 割当予定先である MAP246 に関する出資の総額及び出資者・出資比率・出資者の概要については、当社取締役の九鬼祐一郎が、キャンターフィッツジェラルド証券を通じて、LCAM の Investment Advisor である Long Corridor Global Asset Management の日本代表である西健一郎氏に確認したものの、開示の同意が得られていないため、記載していません。開示の同意を行わない理由につきましては、MAP246 と LCAM との間で締結した秘密保持契約に基づき守秘義務を負っているためと聞いております。

(注5) 割当予定先である豊田産業に関する最近3年間の経営成績及び財政状態については、当社取締役の九鬼祐一郎が、豊田産業の専務取締役である豊田偉久氏に確認したものの、開示の同意が得られていないため、記載していません。開示の同意を行わない理由につきましては、通常の取引に影響が出る懸念があるためと聞いております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、今回の資金調達にあたり、公募増資、金融機関からの借入れ等の各資金調達方法について、上記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (2) 資金調達方法の選択理由」に記載のとおり検討いたしました。そのような中で、当社から、豊田産業に対して、更なる関係強化のために当社への出資の提案を行いました。豊田産業は、当社グループの主ブランドである「まいどおきに食堂」のフランチャイズ事業において、中部地区のエリア本部を2006年6月から担ってきた当社グループの重要な取引先（フランチャイジー）であり、今後も中長期的に、他ブランドを含めさらにフランチャイズ事業を拡大していくことが見込まれるため割当先として選択しました。

また、各資金調達方法について比較検討している中で、豊田産業より、2021年2月頃に、世界的な投資家網を有し日本において資金調達のアレンジ力に定評がある先としてキャンターフィッツジェラルド証券の紹介を受けました。その後、キャンターフィッツジェラルド証券と当社の資本政策に関する議論を行い、2021年3月頃に同社に対し、当社より資金ニーズを具体的に伝えたところ、リスク許容力が高く、当社の資金ニーズを充足する上で柔軟に投資手法を検討できると考えられる海外機関投資家に対する割当を通じて、資金調達を実現する方法について提案を受けました。そして、キャンターフィッツジェラルド証券が、高い投資判断能力とリスク許容力を有すると見込まれる投資家として選定した海外機関投資家の内、当社の経営環境・今後の事業方針等を十分に理解することができる分析能力を有し、かつ当社が必要とする金額を調達する上で、当社にとって最も望ましいと考えられる条件を提示出来る可能性が高い機関投資家として、キャンターフィッツジェラルド証券より LCAM の紹介を受け、LCAM から、LCAM が運用を行っている LCAO 及び MAP246 による第三者割当増資の提案を、キャンターフィッツジェラルド証券を通じて2021年3月中旬頃に受けました。その後、LCAM に対し当社の経営環境・今後の事業方針及び資金需要を伝えたところ、LCAM より具体的な提案として当社の資金ニーズに沿う本スキームの提案を2021年3月下旬頃に受けた次第です。なお、当社は、本自己株式処分及び本新株予約権の払込期日である2021年6月7日までに、キャンターフィッツジェラルド証券との間でアレンジメント契約を締結する予定です。

当社が、キャンターフィッツジェラルド証券から受領した資料及び LCAM の Investment Advisor である Long Corridor Global Asset Management の日本代表である西健一郎氏に対するヒアリングにて確認したところ、LCAM は、米国の年金や大学基金を預かるファンドオブファンズが主な資金源であることにより、短期的な業績動向だけでなく、中長期的な事業戦略の方向性や事業環境を評価した上で柔軟に投資及び投資形態を検討可能であり、経営には一切関与しない友好的な純投資家であることから、本件の割当先として適切であると判断いたしました。そして、LCAM により提案を受けた本スキームは、当社の中長期の事業成長及び今後当社の株価の上昇局面を考慮の上、発行時点で当社の必要とする一定の資金を調達できるとともに、将来的な資金需要についても株価に対する一時的な影響を抑制しつつ既存株主への過度な影響を及ぼさずに追加的な資金調達ができる点において、有効な資金調達手段であると判断しました。

以上の理由から本第三者割当による本スキームの提案を採用し、豊田産業並びに LCAM が一任契約に基づき運用を行っている LCAO 及び MAP246 を割当予定先とすることを決定いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先である LCAO 及び MAP246 との間で、本自己株式処分により割り当てられる当社株式及び本新株予約権の行使により取得する当社株式について、継続保有及び預託の取り決めはありません。なお、本自己株式処分により割り当てられる当社株式及び本新株予約権の行使により取得する当社株式に関する割当予定先の保有方針は純投資である旨、割当予定先の資産運用を一任されている LCAM の Investment Advisor である Long Corridor Global Asset Management から口頭で確認しております。当社役員と割当予定先の資産運用を一任されている LCAM との協議において、本自己株式処分により割り当てられる当社株式及び本新株予約権の行使により取得する当社株式については、割当予定先が市場売却等の方法により、市場の状況等を勘案し、株価への悪影響を極力排除する様に努めることを前提に適宜売却する可能性がある旨を口頭で確認しております。

割当予定先である豊田産業については、中期的に保有する方針であることを口頭で確認しております。

また、本新株予約権は、振替新株予約権であるため、本新株予約権の発行要項には譲渡制限について規定されておきませんが、本新株予約権引受契約において、割当予定先は、当社の取締役会の承認がない限り、本新株予約権を第三者に譲渡することはできない旨を定める予定です。割当予定先は、本新株予約権を第三者に譲渡する予定はなく、本新株予約権の行使が完了するまでの間は、継続して保有する方針であることを口頭で確認しております。当社が事前に譲渡承認を行う場合、上記「(1) 割当予定先の概要」の注記及び下記

「(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容」に記載のと同様に、本人確認及び反社会的勢力と関係を有していないこと、譲渡先について本新株予約権の行使に要する資金の保有状況を確認した上で、承認を行うこととします。

なお、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本自己株式処分により割り当てられる当社株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先のうち LCAO について、2020年12月期の Ernst&Young による監査済み財務書類及び LCAO の保有財産の裏付けとなる複数のプライム・ブローカーの2021年4月27日、2021年4月28日及び2021年4月29日現在における残高証明書を確認しております。当社は、LCAO の財務書類に記載されるキャッシュフロー上の入出金の金額及び LCAO が現在運用している資金の残高を確認いたしました。

同様に、当社は、割当予定先のうち MAP246 について、2019年12月期の Grant Thornton による監査済み財務書類及び MAP246 の保有財産の裏付けとなるプライム・ブローカーの2021年4月27日、2021年4月28日及び2021年4月29日現在における残高証明書を確認しております。当社は、MAP246 の財務書類に記載されるキャッシュフロー上の入出金の金額及び MAP246 が現在運用している資金の残高を確認いたしました。

当社は、割当予定先のうち豊田産業について、払込期日までに本自己株式処分の払込みに要する資金の全額を払い込むことを口頭で確認しております。また、豊田産業から2020年6月期の決算書及び2021年4月23日現在における残高証明書を確認しております。当社は、豊田産業の当該決算書に記載される現預金の金額及び当該残高証明書に記載の現在保有している資金の残高を確認いたしました。

したがって、本第三者割当に係る払込み及び本新株予約権の行使に要する資金の確保状況について問題はないものと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

当社及び当社の役員・大株主と割当予定先との間において、当社株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。

8. 募集後の大株主及び持株比率

募集前 2020年12月31日現在		募集後	
有限会社エフエム商業計画	15.27%	有限会社エフエム商業計画	14.80%
サッポロビール株式会社	13.44%	サッポロビール株式会社	13.02%
藤尾 政弘	5.58%	藤尾 政弘	5.40%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	4.35%	株式会社日本カストディ銀行(信託口)	4.22%
三井住友信託銀行株式会社(信託口)	4.04%	三井住友信託銀行株式会社(信託口)	3.91%
フジオ取組先持株会	3.63%	フジオ取組先持株会	3.52%
サントリービバレッジソリューション株式会社	3.14%	サントリービバレッジソリューション株式会社	3.04%
株式会社梅の花	3.01%	株式会社梅の花	2.91%
伊藤忠商事株式会社	2.85%	伊藤忠商事株式会社	2.76%
株式会社池田泉州銀行	2.10%	株式会社池田泉州銀行	2.04%

(注1) 募集前の持株比率は、2020年12月31日現在における発行済株式総数を基準とし、募集後の持株比率は2020年12月31日現在における発行済株式総数に本新株予約権合計14,295個の目的となる株式数(1,429,500株)を加味して算出しております。

(注2) 割当予定先のうち、LCAO及びMAP246については、本自己株式処分及び本新株予約権の行使によって取得する株式の保有方針は純投資であり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと及び可能な限り市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却していくことを表明していることから、募集後の大株主及び持株比率は記載していません。

9. 今後の見通し

本第三者割当が当期の業績予想に与える影響は軽微であります。開示すべき事項が今後発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

10. 企業行動規範上の手続に関する事項

本第三者割当は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

	2018年12月期	2019年12月期	2020年12月期
連結売上高	36,145百万円	38,393百万円	26,805百万円
連結営業利益又は 連結営業損失(△)	2,259百万円	1,458百万円	△2,971百万円
連結経常利益又は 連結経常損益(△)	2,189百万円	884百万円	△2,876百万円

親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する 当期純損益（△）	911百万円	△103百万円	△4,998百万円
1株当たり連結当期純利益又は1 株当たり連結当期純損益（△）	21.25円	△2.40円	△115.82円
1株当たり配当金	22.00円	22.00円	22.00円
1株当たり連結純資産	220.19円	210.62円	82.43円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2020年12月31日現在）

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	44,584,660株	100%
現時点の行使価額における潜 在 株 式 数	266,400株	0.59%

(3) 最近の株価の状況

①最近3年間の状況

	2018年12月期	2019年12月期	2020年12月期
始 値	1,025円	926円	1,795円
高 値	1,068円	1,933円	1,874円
安 値	918円	913円	1,028円
終 値	932円	1,806円	1,256円

②最近6か月間の状況

	2020年 12月	2021年 1月	2月	3月	4月	5月
始 値	1,422円	1,256円	1,250円	1,368円	1,370円	1,426円
高 値	1,443円	1,268円	1,383円	1,395円	1,491円	1,456円
安 値	1,247円	1,172円	1,250円	1,310円	1,341円	1,364円
終 値	1,256円	1,248円	1,338円	1,365円	1,426円	1,399円

(注) 2021年5月の状況につきましては、2021年5月19日現在で表示しております。

③発行決議日前営業日における株価

	2021年5月19日
始 値	1,400円
高 値	1,402円
安 値	1,387円
終 値	1,399円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況
該当事項はありません。

別紙1 処分要項

1. 処分株式の種類及び数

普通株式 700,000 株

2. 処分株式の払込金額

1 株につき 1,216 円とする。

3. 払込金額の総額

851,200,000 円

4. 申込期日

2021 年 6 月 7 日

5. 払込期日

2021 年 6 月 7 日

6. 処分の方法

第三者割当の方法により、以下の者に次のとおり割り当てる。

Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund	420,000 株
MAP246 Segregated Portfolio	180,000 株
豊田産業株式会社	100,000 株

7. 払込取扱場所

株式会社三菱 UFJ 銀行 中之島支店

8. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要領の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他第三者割当による株式の処分に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

株式会社フジオフードグループ本社
第13回新株予約権発行要項

1. 本新株予約権の名称
株式会社フジオフードグループ本社第13回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額
金 11,621,835 円
3. 申込期日
2021年6月7日
4. 割当日及び払込期日
2021年6月7日
5. 募集の方法
第三者割当ての方法により、以下の者に次のとおり割り当てる。

Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund	10,007 個
MAP246 Segregated Portfolio	4,288 個
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 1,429,500 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。）。但し、本項第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第10項の規定に従って行使価額（第9項第(1)号にて定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第10項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第10項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数
14,295 個
8. 各本新株予約権の払込金額
本新株予約権 1 個当たり金 813 円（本新株予約権の払込金額の総額 金 11,621,835 円）
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）に割当株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使価額は、当初 1,399 円とする。但し、行使価額は第10項の定めるところに従い調整されるものとする。
10. 行使価額の調整
 - (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する（以下、調整された後の行使価額を「調整後行使価額」、調整される前の行使価額を「調整前行使価額」という。）。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数}}{\text{時価}} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（当社が導入する譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社又は当社子会社の取締役又は従業員に対し当社普通株式を新たに発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利の取得、転換又は行使による場合、又は2021年5月20日の取締役会決議に基づく当社の保有する当社普通株式の処分を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日とする。）の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割又は無償割当てにより当社普通株式を発行する場合
調整後行使価額は、株式の分割又は無償割当てのための基準日（無償割当てのための基準日がない場合には当該割当ての効力発生日とする）の翌日以降これを適用する。
- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券を発行（無償割当ての場合を含む。）する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利を発行（無償割当ての場合を含む。）する場合（当社取締役会の決議に基づく当社又は当社子会社の取締役又は従業員に対するストックオプションとしての新株予約権を発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、発行される証券、新株予約権又は権利の全てが当初の取得価額で取得され又は当初の行使価額で行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、かかる証券若しくは権利の払込期日又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の割当日の翌日以降、また、募集又は無償割当てのための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後、行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本金の減少、会社分割、株式交換、合併又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
11. 本新株予約権を行使することができる期間
- 2021年6月8日から2024年6月7日までとする。なお、行使期間最終日が営業日でない場合はその前営業日を最終日とする。但し、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。
- ① 振替機関が本新株予約権の行使の停止が必要であると認めた日
 - ② 第14項に定める組織再編成行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合であって、当社が、行使請求を停止する期間(当該期間は1か月を超えないものとする。)その他必要事項を当該期間の開始日の1か月前までに本新株予約権の新株予約権者に通知した場合における当該期間
12. その他の本新株予約権の行使の条件
- 各本新株予約権の一部行使はできない。
13. 本新株予約権の取得
- 当社は、本新株予約権の取得が必要であるとして、2021年6月8日以降に当社取締役会が決議した場合は、会社法第273条第2項(残存する本新株予約権の一部を取得する場合は、同法第273条第2項及び第274条第3項)の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の2週間前までに通知又は公告を行った上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権の払込金額相当額を支払うことにより、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、合理的な方法により行うものとする。
14. 組織再編成行為による新株予約権の交付
- 当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、株式移転完全子会社となる株式移転、又は株式交付親会社の完全子会社となる株式交付(以下「組織再編成行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転設立完全親会社又は株式交付親会社(以下「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。
- (1) 新たに交付される新株予約権の数
新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。
 - (2) 新たに交付される新株予約権の目的である株式の種類
再編当事会社の同種の株式
 - (3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法
組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。
 - (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

- (5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、行使の条件、取得条項、組織再編成行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券の不発行並びに当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
第 11 項ないし第 14 項、第 16 項及び第 17 項に準じて、組織再編成行為に際して決定する。
15. 本新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使する場合、第 11 項に定める行使期間中に第 20 項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 21 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 20 項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項の全ての通知が到達し、かつ、当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
16. 新株予約権証券の不発行
当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。
17. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
18. 株式の交付方法
当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
19. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本発行要項及び割当先との間で締結した引受契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、ボラティリティ、当社株式の流動性、当社及び割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を金 813 円とした。
20. 行使請求受付場所
株式会社フジオフードグループ本社 経営企画本部経営企画部
大阪府大阪市北区菅原町 2 番 16 号 FUJIO BLDG.
21. 払込取扱場所
株式会社三菱 UFJ 銀行 中之島支店
22. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。
23. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号
24. その他
- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じることができる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力の発生を条件とする。

以上